

介護老人保健施設かりや 運営規程

【指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）】

（事業の目的）

第1条 医療法人光慈会が開設する介護老人保健施設かりや（以下「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 医療法人 光慈会 介護老人保健施設かりや
- （2） 所在地 愛知県刈谷市小垣江町新庄33番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（介護予防分については合算して表記している。）

- (1) 管理者 1 名（医師と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

別に定める介護老人保健施設かりや運営規程第4条（2）に定める職種及び員数のとおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等）

第5条 1 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護（介護予防短期療養介護）を提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスで及び介護予防短期入所療養介護あるときは、介護報酬告示上の定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 機能訓練及びその他必要な医療

(3) 健康チェック

(4) 送迎

2 食費は、朝食409円、昼食863円（オヤツ含む）、及び夕食717円を徴収する。ただし、食費について負担限度額を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

3 滞在費（療養室の利用料）は以下の費用を徴収する。

多床室（認知症専門棟個室含む） 700円／日

従来型個室 2,000円／日

ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

4 教養娯楽費（クラブ材料費等）につき、以下の費用を徴収する。

教養娯楽費 120円／日

5 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、次の額を徴収する。

従来型個室 1,100円／日

2人部屋 550円／日

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、東浦町の区域とする。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第9条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第11条 施設は、防火管理者についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 1 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年 4月1日より施行する。

この規程は、平成26年 6月1日より施行する。

この規程は、平成27年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 1年10月1日より施行する。

この規程は、令和 2年 3月1日より施行する。

この規程は、令和 5年 5月1日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日より施行する。

この規程は、令和 7年 4月1日より施行する。